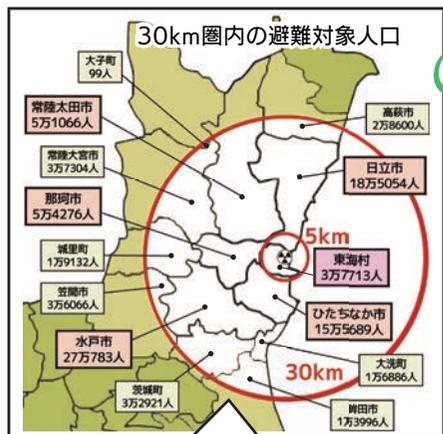


東海第二発電所の再稼働を止めるため、2012年7月に地元住民224人が水戸地方裁判所で起こしたこの裁判は、**避難計画に不備があり30km圏内の原告住民らについて人格権侵害の具体的危険があるとの理由から住民側が勝訴しました。**

しかし日本原子力発電（日本原電）が控訴したことで再稼働に向けての工事は止まらず、裁判は東京高等裁判所で引き続き行われます。



もし大事故が起きても、みんな逃げられる？



その水戸地裁判決ってどんなものだったの？



被告・日本原電がこの判決を不服として控訴したことから東京高裁で争われることになりました（判決は確定していません）。

実現可能な避難計画がない（策定は難しい）中で「原子炉を起動」させることは、水戸地裁判決も無視した「なし崩しの運転=再稼働」で、社会的に許されません。

しかし、日本原電は再稼働に向けた工事を進めています。すでに「使用前の検査」に入っており、来年（2022年）秋には燃料を装荷して「原子炉を起動」（試運転）しようとしています。

私たちは一審判決を「確定」させるために引き続き東京高裁で訴えていきます。

東海第二原発運転差止め訴訟を応援してください！

訴訟団HP <http://www.t2hairo.net/>



賛同人募集中です！



【連絡先】
東海第二原発運転差止訴訟原告団事務局
茨城県守谷市本町 281 常総生協内
TEL：0297-48-4911
E-mail：info@t2hairo.net



ご寄付も力になります！

【振込先】ゆうちょ銀行 普通 00190-0-430017
トウカイ インゲノパ ツチメシヨウシヨウカン

【発行者】
東海第二原発運転差止訴訟原告団
東海第二原発いらない！首都圏ネットワーク
発行日 2021年7月

避難計画の実効性に問題あり！

2021年3月18日

水戸地裁は

東海第二原発を運転してはならない

と命じました

どのようだったの？

【主文】 日本原電は東海第二発電所の原子炉を運転してはならない

【要旨】

1 原発の運転は人体に有害な物質（放射性物質）を多量に発生させる。

過酷事故が発生した場合、周辺住民の生命、身体に深刻な被害を与える可能性を本質的に内在している。

2 原発の事故は、対策が一つでも失敗すれば、最悪の場合には破滅的事故につながる。

他の科学技術の利用に伴う事故とは質的に異なる。

3 自然災害は、最新の科学的知見によっても、いつどのような規模で発生するかは予測困難。

事実、福島第一原発事故の前でも、専門家の意見を尊重して規制が行われていたにもかかわらず福島第一原発事故が発生した。

4 福島第一原発事故を教訓とするならば、国際基準になっている『深層防護』の考えがととも重要。

5つの深層防護のうち一つでも欠けてしまっ
ては安全とは言えない。

※「深層防護」

原発の危険から人を護ることを目的に、いくつかの防護の層（壁）を用意して対策をすること。

第1層 異常の発生を防止

第2層 異常の拡大を防止

第3層 影響を緩和する対策

第4層 過酷事故に対する対策

第5層 防災・避難

（放射性物質が）放出されたときの
住民避難計画

5 実現可能な避難計画及びこれを実行し得る体制が整っているというにはほど遠い。

放射性物質の生命、身体に対する深刻な影響に照らせば、何らかの避難計画が策定されていればよいなどといえるはずもない。

① 全面緊急事態の際、30km圏の住民が短時間で避難することは困難となることは明らか。このことは茨城県が行った避難シミュレーションからもうかがえる。

② 地元14市町村のうち広域避難計画が策定できたのは5つの自治体にとどまり、日立市・ひたちなか市・水戸市では広域避難計画の策定に至っていない。

③ このことは十数万から数十万人もの住民について実現可能な広域避難計画を策定することが容易ではないことをうかがわせる。水戸市の広域避難先は県内外の40もの自治体に及び、調整すべき事項が多岐に及ぶであろうことは容易に想定される。

④ 避難対象人口に照らすと、今後これを達成することも相当困難と考えられる。

避難することが難しいから
動かしてはいけない
ということだね



【結論】

よって、日本原電は東海第二発電所の原子炉を運転してはならない

判決の詳細は
東海第二原発運転差止訴訟団
HPをご覧ください→



でも日本原電は控訴。
再稼働に向けて工事を
すすめています

